

第3章 計画の内容

第1 交通に関する事項

1 現況

本地域における交通体系については、東京と各島、伊豆半島と各島、そして各島間の3つに大別され、東京と各島間のアクセスが交通機関、運航本数、輸送人員のいずれにおいてもその中心となっている。交通機関別では、高速ジェット船や大型貨客船による定期航路のほかに、羽田、調布からの航空路もあり、一部ではジェット機が就航している。さらに、全国で唯一の島間を結ぶヘリコプターが就航している。

一方、島内における交通については、自家用車が主体となっている。交通機関別では、大離島などに乗合バス、タクシー、レンタカーなどがあり、中でも大島、三宅島、八丈島には観光バスがある。

また、港湾などの交通基盤施設については近年、整備が進められてきた。

(1) 航路網

東京と各島を結ぶ定期航路には、大島、利島、新島、式根島、神津島の5島を結ぶ大島航路と、三宅島、御蔵島、八丈島の3島を結ぶ八丈航路がある。

大島航路には高速ジェット船と大型貨客船が、八丈航路には大型貨客船がそれぞれ就航している。

また、その他の航路には、伊豆半島の熱海、伊東、稲取と大島を結ぶ航路、三浦半島の久里浜と大島を結ぶ航路、下田を基点に利島、新島、式根島、神津島を巡回する航路、式根島と新島を結ぶ航路、御蔵島と三宅島、青ヶ島と八丈島を結ぶ航路がある。

これらの航路は、新島村が村営で運行している式根島と新島間を除き、全て民営となっている。

(2) 空路網

羽田空港と大島、三宅島、八丈島を結ぶ定期便のうち、大島と八丈島にはジェット機が就航している。

また、調布と大島、新島、神津島には、9人乗り又は19人乗りの小型機が定期便として就航している。

さらに、小離島（利島、御蔵島及び青ヶ島）と大離島（大島、三宅島及び八丈島）を結ぶ、ヘリコプターが就航している。

これらの航空路は、すべて民営となっているが、ヘリコプターについては財団法人東京都島しょ振興公社が経常的に運行支援を行っている。

(3) 島内交通

島内交通は自家用車が主体であり、平均すると1世帯当たり2台の自動車保有台数（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）となっている。

バスについては、乗合バスが大島、神津島、三宅島及び八丈島で、無料循環バスが新島で通年運行され、また、観光バスが大離島で運行されている。

なお、バス事業については、大島を除きすべて町村営となっている。

タクシーやレンタカーは、小離島及び式根島を除いて営業されている。

(4) 交通基盤施設の整備

① 港 湾

本地域には、港湾が9島に14港あり、このうち11港は定期船が接岸できるよう整備されている。大型貨客船が接岸可能な港湾は、大島航路に6港、八丈航路に4港ある。また、青ヶ島については、500t級の船舶の接岸が可能である。

なお、港湾機能を補完するため、大島航路で3漁港、八丈航路で1漁港において定期船等が接岸できる岸壁（特定目的岸壁^{※15}）が整備され、就航率向上に寄与している。

② 空 港

本地域には、大島、新島、神津島、三宅島及び八丈島に都営空港が整備されており、その他の島には、村営ヘリポートが整備されている。

都営空港のうち、新島及び神津島については、800mの滑走路が、三宅島については、1,200mの滑走路が、大島及び八丈島については、1,800mの滑走路が整備されている。

なお、八丈島空港は、輸送力増強を図るため、2,000mに滑走路を拡張整備中である。

③ 道 路

本地域の道路は、都道及び町村道であり、空港・港湾と集落とを結ぶ道路などについては、一部を除きほぼ整備が完了している。

都道の改良率とほ装率は100%に近いが、町村道については、改良率は約60%、ほ装率が約49%となっている。

2 計画の内容

本地域における交通体系については、これまで航路や航空路、ヘリコプターの確保など、交通手段の複数ルート化やこれに伴う施設整備により、地域住民の利便性の向上に大きく寄与してきた。

しかし、島内における交通については、住民の足が自家用車主体であること

と、一部の地域を除くバス等交通機関が、もっぱら児童生徒や高齢者等、交通弱者の移動手段の確保に止まっている。このため、観光客にとっては必ずしも便利な移動手段になっていない。

一方、近年の高速ジェット船やジェット機の就航によって、交通手段が大幅に改善されたことに伴い、本地域を訪れる観光客数の増加が期待され、観光客の視点に立った交通ネットワークの確立など交通施策の充実が求められる。

また、観光客などの更なる受入れに向けて、高速ジェット船の接岸港の増加を図るなど、交通基盤施設の整備を進めていく。

(1) 総合交通ネットワークの確立

観光客の視点に立った総合的な交通ネットワークを確立していくため、島外交通手段のみならず地域内交通としての公共交通、自家用車での移動や徒歩・自転車による移動を含めたあらゆる交通手段の組合せによるルート化を検討し、また、島外交通と島内交通との連携に配慮した本土と同様の継ぎ目のないシームレス化を図っていく。

そのためには、バス事業の現状分析、観光客や住民に対する潜在ニーズを調査し、公共交通サービスの水準や地域別の方針など地域交通全体のあり方を示す必要がある。これらを踏まえたうえで、行政、事業者、地域住民の幅広い参画を得て、島内交通機関の確保、島外交通機関との連携によるネットワークを構築し、本地域の活性化につなげていく。

(2) 交通基盤施設の整備

① 港湾

大離島については、一島二港方式^{※16}の成果を踏まえ、既存施設の機能充実等により、高速ジェット船など定期船の安定した接岸を確保する。小離島については、連続欠航があるなど必要最低限の海上交通サービスが確保されていないことから、一港二突堤^{※17}等による整備を進め、定期船の就航率の向上を図る。

また、貨客動線の分離、荷捌用地の造成等により乗降と荷役作業の安全性及び効率性を高めるとともに、待合環境のバリアフリー化等により乗降客の快適性の確保に努める。

さらに、水産業、観光・レジャー分野及びまちづくり等との連携を視野に入れ、地域の個性を生かした賑わいのある港湾空間づくりを進める。

② 空港

航空輸送における航行安全性の維持・向上のための施策等を進めていく。また、利便性の確保のため、必要な施設整備を含めて、就航率の向上を目指していくとともに、災害等緊急時の輸送体制への対応を推進していく。

さらに、旅客ターミナルビルのバリアフリー化、セキュリティ向上など旅客の安全性・快適性の確保に努める。

③ 道 路

歩道を備えた二車線道路の整備を進めるとともに、拡幅が困難な道路については、必要に応じて待避所を設置するなど、引き続き道路整備を行う。

また、計画的に路面補修を行うほか、落石などの恐れがある箇所を未然に防ぐため、災害防除事業を進めていく。

第 2 情報通信に関する事項

1 現 況

情報通信の基本的基盤である電話、テレビ及びラジオについては本土並みに整備され、一部の島においてはCATVが稼働するなど、生活環境の利便性向上に役立っている。また、近年のインターネットや携帯電話等の登場・普及により、本地域についてもこれらの基盤整備が行われてきた。

しかし、本地域のインターネットサービスは従来のアナログ回線とISDN^{※18}による通信に限られており、携帯電話の鉄塔施設整備はいまだ不十分であるなど、情報通信基盤の整備やブロードバンドサービスは、本土地域に比べて立ち遅れが顕在化している。

このままでは、本土と本地域間のデジタルデバイド^{※19}がさらに拡大していくことが懸念され、この解消に向けた取組が必要となってきている。

2 計画の内容

本地域はこれまで交通基盤の整備に重点を置き、本土との地理的制約の軽減を図ってきた。

しかし、ITの進展により、情報通信基盤の整備や技術革新が、いまや本土との遠隔性、隔絶性を解消できる有効な手段となってきている。

これからは、ITを利用した行政、産業、生活などあらゆる分野でのネットワーク化が求められ、島しょ地域もその例外ではない。これらのネットワーク化を目指し、行政分野では公共ネットワークによる福祉情報の提供や即時の災害情報など、双方向のサービス提供による住民主体の地域づくりを推進していく。また、産業分野では、観光情報の提供、宿泊・娯楽施設の案内、SOHO（小規模事業者や個人事業者がネットワークを利用して仕事をする形態）など、時間や空間の制約を超えた産業の誘発を図っていく。さらに、生活分野では遠隔医療や高度教育・生涯学習支援システムの整備等により、生活環境を向上させてい

くなど、住民一人ひとりが本土と同様のサービスを享受できる体制を構築していく。外海孤立型離島として点在する本地域の島こそ、情報通信基盤の整備や技術革新が必要である。

これらを実現するためには、本地域のブロードバンドネットワークの利用可能な環境整備が不可欠である。このため、ブロードバンドネットワークの利用可能な環境を整備するとともに、人材の育成に努め、地域の活性化を図っていく。

(1) ブロードバンドサービスの実現

高速・超高速インターネットの普及を図るため、光ファイバなどによるブロードバンドサービスを推進する。

本地域町村の公共ネットワークや加入者系光ファイバ網の整備により、島内ネットワークを確立するなど、国の補助による基盤整備事業を積極的に活用していく。

(2) 人材の育成

ITを活用して行政、産業、生活等あらゆる分野のネットワーク化を図っていくためには、各地域、各分野の人材、技術資源を最大限に発掘し活用する必要がある。また、地域住民の情報リテラシー^{※20}の向上に努め、インターネットの利用を啓発することが求められる。

既存の団体はもとより、若者を中心とする自主研究グループに対する計画的な講習会、研修会を進め、自主研究グループへの支援や地域ITリーダーの養成等に努める。さらに、高齢者のインターネット利用を促進するため、地域ITリーダーを活用した講習会、研修会を実施する。

(3) 携帯電話の不感地域解消

移動通信用鉄塔施設の整備は、民間通信事業者の協力が不可欠であるため、本地域への更なる参入を促進しつつ、事業者との調整を図りながら施設整備を行っていく。

第3 産業の振興に関する事項

1 現況

本地域の産業分類別就業者割合は、第一次産業が14.2%、第二次産業が19.9%、第三次産業が65.9%であり、第三次産業中心の産業構造になっている。

平成2年以降の産業分類別就業者割合の推移は、第一次産業が減少し、第二次産業及び第三次産業がわずかに増加している。

産業別構成内訳は、第一次産業は農水産業が中心であり、本土と比較すると

その割合が著しく高い。第二次産業は建設業が中心であり、本土と比較すると製造業の割合が著しく低い。第三次産業はサービス業、卸売・小売業及び飲食店の割合が高く、観光に関連する産業に大きく依存している。

(1) 農 業

本地域は、傾斜地など耕作条件に恵まれない農地が多く、また、季節風、台風などの厳しい気象・海象条件のもとで農業が営まれている。農産物は花き植木類が約 77%を占め、なかでもフェニックス・ロベレニーやレザーファンは国内生産の大部分を担っている。

しかし、近年の花き類の価格下落や大半の農産物が個人出荷であることによる競争力の弱さなどの要因から、農業生産額は減少している。また、農業者の高齢化とともに担い手が不足し、遊休農地が増加しているなど、農業生産が停滞している。農業経営を維持していくためには、ブランド力の強化や担い手の確保などの取組が必要である。

(2) 水産業

本地域周辺は、黒潮暖流等の影響から日本屈指の好漁場が形成され、地元漁船だけではなく全国から多くの漁船が操業している。

しかし、本地域の水産業は気象・海象条件が厳しいことに加えて、小型漁船による小規模経営が多いといった要因から、恵まれた環境を十分に生かしきれていない。

また、全国レベルでの水産資源や漁業生産量の減少、輸入水産物の影響による魚価の低迷などによって漁業生産額が減少していることに加えて、担い手が不足しているなど、水産業の活力低下が懸念されている。

漁業経営の安定化を図っていくためには、水産資源の適切な管理や担い手の確保、漁港や漁場等の水産基盤施設の更なる充実が必要である。

(3) その他

① 森林の利用と保全

森林は林産物生産の場であるとともに、斜面の崩落防止や土砂の流出防止など多面的な役割を果たしている。

また、島の約 8 割を覆う利島の椿林や御蔵島のシイ、タブなどの原生林は、島特有の景観を形づくる重要な観光資源となっている。

② 特産品

本地域を代表する特産品には、豊かな海洋資源を生かした水産加工品のくさやや海塩、農林産加工品の焼酎や椿油、ツゲ・桑細工、また、コーガ石の窯業製品などがある。

2 計画の内容

本地域の経済は、第三次産業における観光業と第二次産業における建設業を中心に成り立っている。しかし、本地域の社会資本整備は着実に進展していることに加えて、国や地方公共団体の財政状況の悪化などにより、これまでのような公共投資は期待できなくなっており、今後、建設業を中心とした第二次産業が拡大していく見込みは少ないものと予測される。

このため、各島が自立していくには、観光業が本地域の産業を牽引する役目を果たすことが求められており、今後、観光の振興を強力に推進していくことが必要不可欠となっている。

一方、農業や水産業などの第一次産業は、一定規模の生産額を確保し地域経済に寄与している。また、その母体となる海辺や農地は、豊かな自然環境として、今後は「癒しの地」としての役割も果たすことが期待されている。

これからは、各島がそれぞれの個性を生かしながら観光業と農水産業との振興のバランスを工夫し、これらを連携させていくことで、島内経済を活性化させ、島の自立を図っていく。

(1) 農業

① 経営の安定化

生産の安定と高品質化を図るとともに、共販体制によるブランド力を強化するため、生産温室、かんがい施設などの基盤整備や集出荷・流通体制の整備を進める。また、特産作物の生産力を維持するため、農道や運搬用モノレールなどの計画的な整備により、作業性の改善を図る。

② 担い手の確保

認定農業者など担い手への農地集積、生産施設の近代化への支援や農業法人などの育成を図っていく。

また、U・I・J ターンなどによる新規就農や新規参入を促進するため、就農相談窓口の開設や農地に関する情報提供、研修の充実、地域後継者グループとの交流などの活動を実施する。さらに、就農予定者に対する研修資金・準備資金などの融資を行っていく。

③ グリーンツーリズムの展開

本地域の自然・文化と産業を生かした体験メニューづくりや、体験施設・宿泊施設の整備、農家民宿経営など、観光面での機能強化や拠点施設の整備を進め、観光と結びつけた農業を推進していく。

(2) 水産業

① 経営の安定化

本地域の海域を利用する近隣県の漁業者や行政と連携を図り、水産資源

の管理を行うしくみづくりを進めるとともに、稚貝放流や養殖などによって水産資源を増やす「つくり育てる漁業」を推進していく。

また、地域ブランドの確立によって水産物の高付加価値化を図るとともに、漁業団体などの既存施設の活用や朝市などの地場流通の取組支援など、多様な流通ルートを開発していく。

② 水産基盤施設の充実

漁港の静穏度や機能を向上させるとともに、これに併せて漁場や漁港関連施設を充実させるなど、水産基盤施設の一体的、効率的整備を推進する。

また、各漁港の役割分担等を考慮し、海洋レクリエーションを視野に入れた整備や災害時の避難港としての整備など、拠点整備を進める。

③ 担い手の確保

U・I・Jターンなどによる漁業後継者を確保するため、ITを活用した就業情報の提供や相談窓口の開設、技術指導や研修の充実、地域後継者グループとの交流などの活動を実施する。また、漁業後継者に対する研修資金・準備資金などの融資を行っていく。

④ ブルーツーリズムの展開

本地域の自然・文化と産業を生かした体験メニューづくり、交流拠点の整備、観光・レジャー分野との連携等により、都市と漁村の交流を促進し、水産業の活性化を図っていく。

(3) その他

① 森林の利用と保全

地域固有の景観を形成し、防風、防潮の機能を果たす天然林の保全を図るため、松林等の病虫害防除を行うとともに、治山事業による整備を行う。

また、特産林の整備に向けた普及指導を積極的に行い、ヒサカキ、ツゲ、桑等の広葉樹の造林を進める。さらに、特産林を利用した特産品開発のための人材育成等に努めていく。

② 特産品の開発

各島固有の条件を生かした特産品の普及開発を図り、地場産業の育成・発展に努めていく。

また、特産品としてのブランド力を強化するため、地域特産品の認証制度などの利用を図るとともに、販路の拡張に努めていく。

さらに、海洋深層水等の海洋資源や各島の気候に適した農林水産物の掘り起こしなど、未利用資源の活用に向けた方策について、行政と関係機関とが連携し、積極的に取り組んでいく。

第4 生活環境の整備に関する事項

1 現況

水道と電気については、施設整備等がほぼ完了し、安定した供給が実現している。また、住宅については、町村営住宅が一定数確保されている。汚水処理やごみ処理、リサイクル対策については、本土と比較すると取組に遅れがみられる。

(1) 水道・電気

水道の普及率は、99.6%でおおむね普及しており、近年まで渇水対策を必要としていた利島村及び青ヶ島村においても、貯水池等が整備され、安定的な給水が確保されている。

電気については、各町村に発電施設が整備されており、需要に対する電力は確保されている。また、一部の島では、地域固有の資源である地熱を活用し、電力の需要を賄うとともに、その余熱を農業分野にも利用している。

(2) 汚水処理対策

し尿及び生活雑排水の処理は、一部の地域で合併処理浄化槽及び下水道の整備が進んでいるものの、本地域全体で見ると普及が遅れている。

本地域の水洗化率は、利島村など100%近い島もあるが、全体で見ると43.7%と低くなっており整備が立ち遅れている。

(3) ごみ処理・リサイクル対策

ごみ処理については、各町村がごみの収集、可燃物の焼却、不燃物の埋立てを行っているが、本地域においては管理型最終処分場が整備されていないため、焼却灰は地域外へ搬出している。

リサイクル対策については、八丈町におけるデポジット制度^{※21}の導入などの例がみられるが本地域全体においては分別の不徹底や資源化品目が少なく資源回収率が低いなど、課題を残している。

(4) 住宅

本地域の町村営住宅は、定住対策として一定の役割も担っており、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与している。

2 計画の内容

環境問題の意識が年々高まっているなか、本地域は循環型のごみ処理システムを目指し、身近な生活環境の保全や美しい自然の保護を図っていく。

そのためには、引き続きし尿や生活雑排水の処理を進めていくとともに、廃棄物については、ごみ減量、リサイクル、適正処理を積極的に推進していく。

都においては、こうした取組に対し技術的支援などを行っていく。

(1) 水 道

下水道処理等による給水量の増加に対応するため、複数の水源を確保するとともに、管路・ポンプ、計測設備等の更新、増設を推進していく。また、中央監視装置の設置を図るなど、管理機能の改善を行う。

(2) 汚水処理対策

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置については、地域の実情に応じた効率的かつ適切な整備を進めていく。

また、合併処理浄化槽やし尿処理施設、下水処理施設などから発生する汚泥については焼却処理などを行うほか、生ごみ等との混合によりたい肥化し島内循環を目指す。

(3) ごみ処理・リサイクル対策

焼却施設等の老朽化に伴い施設の更新・整備を進めていくとともに、本地域における一部事務組合において、管理型最終処分場等を共同で設置するなど、広域的な処理を進めていく。

また、リサイクル対策を推進するため、分別の徹底により資源回収率の向上を図るとともに、生ごみのたい肥化などでごみの減量化を図っていく。

(4) 住 宅

町村営住宅の更新に当たっては、単身者や若年世帯等の定住化の視点を踏まえて進めていくとともに、高齢者の生活に対する配慮や地域資源の活用等、地域特性を考慮し魅力的な住環境の整備を図る。

第5 医療の確保等に関する事項

1 現 況

(1) 医療体制

本地域においては、八丈町に町立病院、その他の町村には診療所が整備されている。各町村の医療機関においては、内科、外科が設けられているものの、眼科、耳鼻咽喉科^{いんこう}などの専門診療体制が整っていないところが多い。また、歯科医療機関は町村営の診療所と民間診療機関があるが、利島村、御蔵島村及び青ヶ島村においては未設置である。このため、専門診療及び小離島における歯科診療は巡回診療で対応している。

一方、本地域の医療機関では対応できない救急患者に対しては、医師添乗のうえで東京消防庁等のヘリコプターで本土の都立病院等に搬送し、専門医療を受診できる体制を整備している。

なお、高度医療機関が最も集積している都心地域に短時間でアクセスできる本地域は、他県の島しょ地域と比較して高度医療も享受できる環境にある。

(2) 医療従事者

医師については各町村に最低1人は確保され、無医地区は解消している。しかし、平成12年の人口10万人当たりの医師数は、本地域全体で108.8人となっており、東京都全域の266.6人に比べかなり少なく、また人口10万人当たりの看護師数は258.2人であり、都全域の505.1人に比べてかなり少ない。

(3) 医療支援体制

都は、本地域における医師等の確保対策として、自治医科大学卒業医やへき地勤務医師等確保事業による協力病院医師の派遣等を行っている。また、専門診療及び二次・三次医療機能の補完として、静止画像伝送システムによる診療体制を整備するとともに、町村が行う人工透析医療体制の整備、巡回検診・専門診療の経費等の支援を行っている。

2 計画の内容

八丈町においては、平成10年度の町立病院建替により、医療施設の整備が進んだ。また、大島町においても、平成15年度には既存の3つの診療所の機能を統合して、公設民営型医療機関を整備し、二次医療機能の整備はある程度図られてきている。また、救急搬送体制の充実等、二次・三次医療機能の補完体制の整備も図られつつある。

今後は、派遣医師の安定的確保や専門診療を確保するとともに、ITの進展にあわせて医療施設・設備等の整備を行っていく。

(1) 医師等確保対策

本地域においては、医師等の安定的な確保が課題であるが、町村自ら必要な医師を確保することは非常に困難な状況である。

都は、これまで本地域の医師確保の支援を行ってきたが、近年では、小児科及び産婦人科の派遣医師の確保が難しい状況になっている。今後は、継続的、安定的に医師の確保が可能となるような、新たな医師派遣支援体制の整備が求められている。

このため、へき地勤務医師等の継続的・安定的派遣体制の構築等、広域的なへき地医療支援事業を行うための機関であるへき地医療支援機構を整備していく。

また、町村においても、医師の確保に努めるとともに、医師住宅等環境整備を進めていく。

(2) 専門診療の確保

本地域の専門的な診療は、医療ニーズの優先度等を勘案して、町村自らが医師を確保し実施しているが、特に小離島において専門医を確保することは非常に困難である。

都としては、町村が眼科、耳鼻咽喉科いんこうなどの診療事業を実施する際に、専門医を確保するための調整等の支援を引き続き行っていく。

(3) 保健サービス

住民の健康維持増進のために、住民の健康診断・健康教室の更なる充実、保健師による家庭訪問を実施し、また、温泉など地域特性を生かした各種健康づくりのメニューを充実させるとともに、健康づくりの拠点となる施設を整備していく。

都としては、これらの事業を支援するため、人材育成や情報提供等を行っていく。

第6 福祉の増進に関する事項

1 現 況

我が国の高齢化は急速に進行しており、障害を持つ人はこの影響もあって年々増加するとともに、障害の重度化・重複化が進行している。また、女性の社会進出や核家族化の進行に伴い、保育サービスは普遍的なサービスとしてとらえられている。

本地域は、おおよそ4人に1人が65歳以上の高齢者であり、この数は今後も増加していくものと予測される。このため、高齢者福祉に対する需要は増加し、多様化してきている。

平成12年4月の介護保険制度の導入にみられるように、福祉サービスはこれまでの行政主導による措置制度から、利用者が生活の実態に即して必要なサービスを利用する契約制度へと移行している。

しかし、ぜい弱な財政基盤である各町村が、単独で福祉需要にこたえていくには自ずと限界があり、地理的制約から新たな民間事業者の参入が進みにくい本地域において、事業者間の競合によるサービスの量と質の向上を図っていくことは困難な状況にある。

2 計画の内容

地方分権の進展に伴い、地域住民に最も身近な町村が地域特性に応じた多様なサービスを総合的に展開し、地域福祉を推進していくことが求められる。

一方、本地域は都市部で失われつつある地域の相互扶助機能がいまなお活発であり、高齢、障害、子ども家庭の各分野において地域社会での共助の推進が期待できる。

各町村は地域コミュニティと連携を図りながら、利用者が地域で総合的なサービスを受けられる体制づくりを推進するとともに、高齢者や障害者、子ども家庭などの自立支援に取り組んでいく。また、既存公共施設の有効活用を含めた施設整備について検討していく。

都は各町村が地域特性に応じた施策を展開できるよう積極的に支援するとともに、広域的・専門的な施策を実施していく。

(1) 高齢者福祉

在宅サービス、施設サービス等、地域特性に応じた介護サービスの基盤整備を図るとともに、介護保険の対象とならない高齢者の介護予防、生活支援や生きがい活動支援を行っていく。

また、地域の実情に応じた福祉サービスの拠点整備を進めていく。

都は、町村の介護保険事業の円滑な実施を支援するため、介護基盤の整備、福祉人材の確保と質の向上、福祉サービスを利用しやすいしくみづくりを行い、町村を支援していく。

さらに、介護保険事業についての広域的な取組等について支援していく。

(2) 児童福祉

乳児保育や一時保育、保育時間の延長など保育内容の拡充に努めるとともに、育児相談や育児講座など相談事業の充実を図っていく。また、小学校と連携して、学童クラブについての調査検討を進めていく。

また、老朽化が著しい保育所にあっては、改築を進めていく。

都は、子育てを地域のなかでバックアップする相談や支援体制の確立に向けて、町村を支援していく。

(3) 障害者福祉

既存の知的障害者更生施設や心身障害者通所訓練所等の活用・充実を図るとともに、高齢者福祉サービス基盤との相互活用を図ること等により、障害者の在宅サービス基盤を整備していく。また、入所施設から地域での自立生活への移行を支援する機能を充実していく。

都は、地域で自立して生活を営もうとする障害者を援助するしくみづくり、施設から地域生活に移行するシステム構築などのサービス提供基盤の整備等を行い、町村を支援していく。

第7 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況

(1) 教育

① 学校教育

小・中学校は全島に設置されており、プール、体育館及び屋外運動場の学校施設についてはほぼ整備されている。本地域においても少子化は進行しており、平成5年と比較すると、児童数は小学校で1,057人、中学校で424人減少している。このため、本地域全体で複式学級が10学級あり、今後も増加すると見込まれる。

また、高等学校は、利島、式根島、御蔵島及び青ヶ島などの小離島を除く各島に都立高校が設置されており、プール、体育館、格技場などの施設が整備されている。島の特性を生かした学科編成が行われており、大島高校に農林・家政科の併合科、大島南高校に海洋科、三宅高校に農業・家政科の併合科、八丈高校に園芸・家政科の併合科が設けられている。

なお、教職員宿舎については、9島に49住宅611戸設置されており、必要な住宅数はほぼ供給されているが、老朽化の進んでいるものもある。

② 社会教育

都の施設として、大島、利島、新島、三宅島及び八丈島において勤労福祉会館が設置されており、島民の福利厚生の場として利用されている。

町村の施設として、大島、式根島、神津島及び御蔵島に開発総合センターが設置されており、島民の社会教育の拠点となっている。

また、学校の体育施設や図書館の開放を行うほか、公開講座を実施するなど住民の社会教育の充実を図っている。

(2) 文化の振興

都の事業として、演劇を鑑賞する機会の少ない島しょ地区の児童・生徒に優れた児童演劇の鑑賞の機会を提供し、芸術文化の振興を図っている。

また、町村の設置した博物館や郷土資料館が7館あり、文化活動の拠点となっている。

本地域における貴重な文化資源として、国及び都指定の文化財は132に及ぶ。

2 計画の内容

(1) 教育

① 学校教育

小中学校教育においては、今後も少子化が進むことが見込まれることから、地域の実情や教育環境に配慮しながら、学校の適正規模・適正配置を進めていく。

高等学校教育においては、個性に応じた指導の充実を図る。また、都立高校と中学校との間で、教育課程の編成や生徒・教員間の交流等の連携を深める連携型中高一貫教育校の設置を進めていく。

また、教育施設等の整備として、老朽校舎の改修や耐震補強、教職員宿舍の改築・改修を進めていく。

② 社会教育

高齢化が進んでいること、学校の完全週5日制実施により、子どもが家庭や地域で過ごす時間が増加していることなどから、生涯学習の充実が求められている。

このため、各島のニーズに応じた生涯学習活動の場の整備を進めていくとともに、公開講座の内容充実や学校施設の開放などを更に進めていく。

都としても、指導者の育成、情報の収集・提供など、島民の生涯学習活動を広域的立場から支援していく。

(2) 文化の振興

国民的財産である豊かな文化に恵まれた本地域が、今後更に地域文化を振興していくためには、島の自然、歴史及び風土に根ざした文化の発掘を行い、次世代に継承し発展させていくとともに、多様な文化活動に触れる機会を拡充していく。

このため、各町村においては、その拠点となる資料館、歴史館及び博物館等の設置及び展示内容の充実を図っていくとともに、文化財に対する住民の理解を推進し、文化財の保護とその観光資源としての活用に取り組んでいく。また、コーガ石など島の特産品を生かした新しい文化の創造や島史の編さんなど、各島特有の文化振興及び文化の伝承を図っていく。

第8 観光の開発に関する事項

1 現況

本地域は外洋に囲まれ、豊かな海洋資源と自然環境に恵まれており、その大部分が富士箱根伊豆国立公園に含まれている。また、伊豆諸島のアクセスは都

心地域に直結しているという特徴があり、都民をはじめとする人々の観光やレジャーの場として親しまれている。

本地域への観光入込客数は、昭和48年の137万人をピークに離島観光ブームの衰退や海外旅行の興隆、また、変化する観光ニーズへの対応が不足していたこと等により減少の一途をたどり、平成11年には67万人まで落ち込んだ。加えて、平成12年には三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震活動の影響とそれに伴う風評被害により、45万人と一層の減少がみられたが、都及び各島しょ町村や観光協会、交通事業者の努力などにより、若干回復傾向にある。

また、本地域全体の月別の観光客数では、7月、8月の2ヶ月間で年間の約3割程度を占めており、通年型の大島と利島を除くと、夏期中心の集客構造となっている。

なお、宿泊施設の収容能力をみると、従来宿泊施設が不足していた御蔵島において、村営宿泊施設が建設されたことにより、全島とも一応の収容能力は確保されている。ただし、宿泊施設の設備及びサービス水準については難点が指摘されており、リピーター確保の面で課題になっている。

2 計画の内容

高速ジェット船就航やジェット機就航増などにより交通アクセスが大幅に改善され、観光客数の増加が期待されている。

しかし、観光客誘致のためには、島外からの新たなアクセスルートの開発や就航率の向上など更なる交通アクセスの改善に加えて、観光客ニーズの多様化・多質化への対応が必要であり、観光の質的転換が求められている。このため、観光を重要な産業と位置づけ、各島の独自性を生かし、個性化を図っていかなければならない。今後は、従来型の観光から体験型・滞在型観光への転換を図り、通年型観光地としての魅力を高めるとともに、情報発信力の強化を図っていくなど、サステイナブル・ツーリズム（持続可能な観光）を目指していく。

また、宿泊施設の改善、地元産の食材による料理の提供、接客意識の向上など、受入体制の整備や特産品の開発などによりリピーターの確保を目指していく。

(1) 観光情報の発信

高速ジェット船の就航等、都心からのアクセスが飛躍的に改善されたことを機に、本地域を新たな観光の魅力を持つ「癒^いしの空間」として積極的に売り込んでいく。そのためには、町村、観光協会が情報のネットワーク化を推進し、観光スポットやイベント等の情報を充実させるとともに、各種メディ

アや観光物産展等を通じて本地域の魅力を広く発信していく。

都としても、ウェブサイト「東京の観光」や観光情報センター等を活用し、本地域の魅力を国内外に発信していく。

(2) 体験型・滞在型観光の開発

① エコツーリズム^{※22}の推進

都としては、貴重な自然の保護と観光の両立を柱とする東京都版エコツーリズムを、町村と連携を図りながら推進していくこととしており、本地域においてもエコツーリズムの可能性を追求していく。

② グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町などにあっては、農業体験、漁業体験と観光を結びつけたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムを新たな観光資源として開発・定着させていく。

③ その他の体験型・滞在型観光の開発

大島町、新島村、八丈町、青ヶ島村などにあっては、大島焼、新島ガラス、黄八丈の製作体験や塩づくり体験など、各島の特産品を活用し、滞在型観光を開発する。

また、大島町や三宅村にあっては、地域特性を生かし火口体験ツアー等の体験型観光の開発を進めていく。

さらに、自然と歴史・文化を探索する観光ルート、温泉を活用した観光ルートなど島の独自性を生かした観光ルートを開発する。

(3) 受入体制の充実等

① 受入体制等の充実

観光客が自分の好みにあった宿を選べるよう、タイプ別、設備別の料金体系に分類し、観光客のニーズに対応するとともに、整備が遅れている施設又は老朽化が進んでいる宿泊施設等について整備を進めていく。

また、地元産の新鮮な魚や野菜を使った料理を観光客に提供するため、漁業や農業従事者、観光事業者との連携を図り、地産地消のしくみづくりを行っていく。

さらに、各島の観光の魅力を高めていくためには、島全体で観光客をもてなす機運の醸成が重要であり、各方面で接遇研修、人材育成を行っていく。

自然公園においては、トイレや休憩所などバリアフリー化を推進していくとともに、施設の有効利用や活性化を図っていく。

② 特産品の開発

農業協同組合・漁業協同組合等と観光関連業者との連携のしくみづくり

を通して、特産品づくりを推進していく。また、観光物産展や各種メディアを活用し、開発した特産品を紹介するとともに、既存商品の新たな販路づくりとして、見本市等へ出展する。なお、特産品の開発や販路拡大に当たっては、地元商工会や観光協会、財団法人東京都島しょ振興公社との積極的な連携を図っていく。

第9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

1 現況

本地域は日本有数の火山帯に位置し、多様で豊かな自然資源に恵まれている。また、古くからの歴史を有し、島ごとに個性のある文化がはぐくまれている。

このような自然環境や地域資源、個性的な文化を生かして、これまで内外の地域との交流を深めてきた。大島町や八丈町にあつては、火山などの地域特性を通じハワイと姉妹都市の提携をし、相互交流を行っており、歴史を生かした国際的な交流として、神津島村ではジュリア祭が毎年開催されている。また、新島村にあつては、特産品を生かして新島国際ガラスアートフェスティバルを開催しており、国際色豊かな交流イベントとして本地域の国際交流に貢献している。

一方、国内の地域との交流にあつては、「椿」や「海」などの自然環境や歴史的なつながりにより、本地域の5町村が地域外の9市町村と友好・姉妹都市関係を築き交流を深めている。

また、島間の交流にあつては、島の子どもたちが一同に会し、サッカーなどのスポーツ大会を開催するなどして、地域間の連携を深めている。

2 計画の内容

近年は財政事情などから、特に国外の地域とは頻繁に交流を行うことが難しい状況になっているが、ボランティア等を活用し、今後も既存事業の実施・充実を図っていく。

また、今後の地域の後継者を育成するために、他地域の児童生徒との交流は非常に重要になってきており、スポーツ、文化、自然教室等の交流を行うとともに、島という地理的条件から、ITを活用した交流も積極的に推進していく。

なお、今後の新たな交流の方策として、島の豊かな自然環境などを学びの場として提供し、本土から児童を受け入れる離島留学を検討していく。

一方、伊豆諸島が都心地域と直に結ばれているという交通手段の利点を生かして、都心に中長期に滞在している外国人の訪島者受入れに積極的に取り組ん

でいく。

また、観光事業とのタイアップを図りながら、都心で開催された国際会議のアフターコンベンションの場として積極的に本地域を紹介するとともに、外国語による応対・標記の普及、情報提供の充実等、受入体制の整備を行っていく。

国際都市東京が海外にシティセールスを行い、東京の魅力を伝えていくなかで、「癒しの空間」である本地域の魅力を広く海外に発信していく。

第10 国土保全施設等の整備に関する事項

1 現況

伊豆諸島は、富士火山帯の一部を形成しており、東京が抱える有数の観光地である一方、活発な地震や火山活動により多くの災害に見舞われてきた。近年では、昭和61年の大島三原山噴火や、平成12年の三宅島雄山火山活動及び新島・神津島等地震災害に伴い、大きな被害が発生した。また、かつては大島、現在は三宅島において、全島民が島外避難を余儀なくされている。

また、本地域は軟弱な地盤や急しゅんな地形が多いため、降雨による土砂災害等の危険を常に抱えており、特に台風通過時には、波浪や集中豪雨による大きな被害がもたらされてきた。

このように災害発生の要因が複層的に存在している本地域では、これまで、災害を防止又は軽減するための国土保全施設の整備を中心とした災害対策が進められてきた。

本地域の災害対策における施設整備の例としては、海岸保全区域が25海岸、砂防指定地が39箇所、地すべり防止区域が5箇所それぞれ指定され、必要な整備が進められている。また、防災体制では、消防本部が3本部、消防団が9団設置されているほか、生活物資等の備蓄などの取組が進められてきた。

今後は、施設面に加え、災害対応力の強化など体制面での充実が求められている。

2 計画の内容

国土保全施設等の充実と併せ、危機管理の視点を加味した体制を強化していく。また、住民が自らを守り、助け合う態勢を整えるとともに、本地域の特性への対応として、観光客等への対策や大規模地震対策特別措置法に基づく津波対策の強化を進め、「住民や観光客が安心して安全に過ごせるしま」の実現を目指すしていく。

(1) 災害に強いしまづくり

災害の危険を回避、軽減していくため、国土保全施設等の更なる充実を図り、「災害に強いしまづくり」を推進していく。

道路整備については、事業の重要性や緊急性等を踏まえながら、拡幅整備や歩道の設置等を行い、災害時の通行を確保する。また、地震による落石や崩壊等による災害を未然に防ぐための災害防除事業を進める。

住民の日常生活や経済活動を支えるライフライン施設については、災害発生時においても救援や復旧活動が円滑に進むよう、事業者と協力連携し、安全化対策を進めていく。

砂防関係事業については、土砂や火山からの被害を防ぐため、計画的に砂防施設の整備や急傾斜地崩壊対策を実施していく。

海岸事業については、自然環境との調和と海岸の有効利用を図りながら、面的防護方式の採用や、天然の防護機能を有する砂浜の維持保全等、海岸の特性に応じた整備を進め、侵食防止等に取り組んでいく。

港湾及び漁港整備については、災害時の避難港としての機能を充実させるため、岸壁、泊地等の整備を進める。

治山事業については、土砂流出や崩壊防止、防風、防潮といった森林の持つ自然災害防止機能が発揮できるよう、森林の保全や整備を進める。

(2) 危機に強い体制づくり

本地域においては、自然災害に対する様々な防除策が講じられてきた。しかし、すべての災害を防除することは不可能であることから、「災害に強いしまづくり」の推進に加え、危機管理の視点から、被害の最小化に向けた施策の強化を図っていく必要がある。

そのためには、観測機器の更新や、地震計のネットワークを構築・利用することで、迅速かつ効果的な初動体制の確立に役立てていく。

避難や救助に当たっては、避難場所や避難施設、避難道路、防災備蓄倉庫の充実や、活動拠点としてのオープンスペースの確保に努めるとともに、ヘリを活用した負傷者の搬送体制や医療救護体制の充実を図っていく。

また、住民や観光客、学校、事業所、防災機関等が合同で、島しょ地域の特性に即した実践的な防災訓練に取り組むことで、災害時の適切な対応を確保していく。

情報通信については、携帯電話の不感地域解消や、情報環境の進展に対応した通信機器、インターネット等、ITを活用した情報通信等の充実とネットワーク化を図っていく。さらに、大災害時において現地対策本部を設置する場合などに迅速な情報交換が確保できるよう、防災無線施設や防災システム

の機能強化を図っていく。

火災対策については、消火、訓練等に用いる資機材や、消防水利の整備拡充を図っていく。

(3) 住民による防災活動のしくみづくり

多くの災害に見舞われた本地域では、これまでも防災訓練の実施、消防団による消防活動等、住民参加の防災活動が行われてきた。こうした活動を一層推進していくうえで、住民一人ひとりにおける防災行動力の向上や、身近な地域の人々が助け合う「自助共助」の考え方をより一層浸透させていくことが不可欠である。

そのために、防災講座の開催や、防災マニュアル、ハザードマップ^{※23}の作成及び周知徹底を図り、防災知識・意識の普及啓発を推進していく。

また、自治会等の自主防災組織や、学校、事業所等の連携による地域の相互支援ネットワークづくりを支援していく。

(4) 地域特性への対応

本地域は、いったん噴火が起きると全島避難が必要となるなど住民生活に大きな影響を及ぼすことが多いことから、発災時の体制整備が特に重要である。そのため、避難道路の整備と併せ、大型船等を含めた島外避難体制を確立していくとともに、救助ヘリ離発着の充実を図るためのオープンスペースを確保していく。

さらに、地域における危機管理の視点から、広域的な協力連携体制を一層発展させていくため、隣島を含めた避難訓練等に取り組んでいく。

津波対策については、本地域が外海に孤立していることから、その充実が求められている。特に、新島村、神津島村及び三宅村が、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されており、東海地震に伴う大津波による被害が懸念されている。そのため、平常時から広報や教育指導の徹底及び防災訓練を充実していくとともに、避難場所や避難路、避難標識等、必要な防災関係施設の整備を図っていく。

また、美しい海と豊かな自然に恵まれた本地域は、観光客が多く来島する。観光客の多くは、島内の自然環境への理解や地理の把握、情報収集力等で不利な立場にあることから、分かりやすいハザードマップの作成や、防災情報の伝達体制について整備を進めていく。さらに、災害要援護者の安全確保のため、高齢者等のリストの作成更新や、緊急通報システム等の充実を図っていく。